

航空法施行規則の一部を改正する省令案について

平成 21 年 10 月
航空局技術部運航課
管制保安部保安企画課
航空灯火・電気技術室

1. 背景

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 83 条の 2 及び航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「施行規則」という。）第 191 条の 2 による国土交通大臣の許可に基づき、低視程環境下においても計器着陸装置等を用いて滑走路へ進入・着陸を行うことが可能となるカテゴリー航行が実施されている。

今般、就航率の改善に向けて国際民間航空条約の附属書 6 に規定するカテゴリー航行に関する定義が改正されるため、我が国においても同条約における定義に沿ってカテゴリー航行の許可を行えるようにすべく、施行規則におけるカテゴリー航行の定義を変更する必要性が生じている。また、同条約の附属書 14 に規定する精密進入用滑走路の定義も同時に改正されていることから、これに併せて所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

(1) カテゴリー航行の定義の改正（施行規則第 191 条の 2）

国際民間航空条約の附属書 6 の改正に伴い、カテゴリー航行の定義のうち、滑走路視距離の値を以下のとおり改正する。

① カテゴリーⅡ 航行

・ 滑走路視距離：350m 以上 → 300m 以上

② カテゴリーⅢ A 航行

・ 滑走路視距離：200m 以上 → 175m 以上

③ カテゴリーⅢ B 航行

・ 滑走路視距離：50m 以上、200m 未満
→ 50m 以上、175m 未満

(2) 精密進入用滑走路に関する定義の改正（施行規則第 117 条）

国際民間航空条約の附属書 14 の改正に伴い、精密進入用滑走路に関する定義のうち、カテゴリーⅡ 精密進入用滑走路に係る滑走路視距離の値を以下のとおり改正する。

① カテゴリーⅡ 精密進入用滑走路

・ 滑走路視距離：350m 以上 → 300m 以上

3. スケジュール（予定）

公布：平成 21 年 11 月

施行：平成 21 年 11 月